

こども誰でも通園制度

(乳児等通園支援事業)

◆問合先 総合福祉センター保育幼稚園課 ☎0745-44-3336

■こども誰でも通園制度とは

全ての子どもの健やかな育ちを応援し、安心して成長できる環境を整えるとともに、子育て家庭の働き方やライフスタイルにかかわらず、必要な支援を受けられることを目的として実施しています。

普段保育所等に通っていない子どもに対し、家庭とは違う体験や、同年代の子どもたちとふれあうことができる場を設けます。また、専門的な知識や技術を持つ保育者が関わることで、子どもの育ちを支えていきます。



利用の流れ



■香芝市での利用対象施設について

令和8年7月1日現在、香芝市内での本制度の利用対象施設は、香芝市立旭ヶ丘幼稚園内の「あさひぼかぼかルーム」です。

生後6か月以上満3歳未満の保育所等に通っていない子どもであれば、保護者の就労要件を問わず柔軟に利用できます。

また9:00~11:00、13:30~15:30の2部制となっており、月・火・木・金曜日において、一日延べ16人の子どもが利用できます。



あさひぼかぼかルームについて

利用枠・定員数

月・火・木・金曜日において
1枠(2時間)単位で利用可能

	9:00~11:00	13:30~15:30
2歳以上3歳未満	3人	3人
1歳以上2歳未満	3人	3人
6か月以上1歳未満	2人	2人

*先着順。他施設の利用と合算し、一月の利用時間の上限は10時間となります。

利用料金

1枠(2時間)につき600円

次の条件に該当する世帯は、利用料の減免制度があります。
1 生活保護世帯
2 市町村民税非課税世帯
3 市町村民税所得割合算額が77,100円未満である世帯

所在地:香芝市旭ヶ丘3-11-1
(香芝市立旭ヶ丘幼稚園内)
☎0745-76-0066

利用できる子ども

生後6か月以上満3歳未満で
保育所等*に通っていない子ども
(保護者の就労要件を問わず
柔軟に利用可能)

*保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所

「あさひぼかぼかルーム」の利用について、詳しくは市ホームページをご確認ください。

